

令和8年1月28日

毛呂山町議会議長 様

毛呂山町政治倫理審査会
委員長 林 真由美



審査結果報告書

令和7年10月14日付で審査請求のあった件について、毛呂山町議会議員政治倫理条例第9条の規定により、次のとおり報告します。

審査請求の対象となる議員の氏名	高橋達夫議員
審査請求の対象となる事由の該当条項	毛呂山町議会議員政治倫理条例(第4条第1号及び第5条第1項、4項、5項)
審査請求の対象となる事由の内容	毛呂山町議会議員政治倫理条例では、議員は、町民全体の代表者として、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと、そして、議員や2親等以内の親族が経営する企業は、町民に疑惑を持たれないよう、町等との請負契約等を辞退しなければならないと定め、関係議員は、町民に疑惑の念を生じさせることのないよう、責任をもって、関係する議員関係企業に辞退届を提出させる努力を尽くさなければならないと定めている。しかし、高橋達夫議員は、常に公正不偏の態度であるべき議会選出監査委員の立場にありながら、町条例に従わず、辞退届の提出に向けた行動を怠り、消極的態度に終始している。また、高橋達夫議員の親族が経営する企業は、政治倫理条例施行以来、今日に至るまで、請負契約等の辞退届が提出されていない。また、令和5年度から令和7年度途中までの間に契約額10万円以上の業務契約として、高齢者支援課及び保健センターが発注する計5件の印刷製本業務費計1,724,080円について町との契約を行い、さらに、令和6年度に毛呂山町教育委員会が発行する越生班第3・4学年社会科副読本を1,240,765円で越生班社会科副読本改定委

	員会から受注した。
審 査 結 果 	(審査会の結論) 高橋達夫議員が議員関係企業である永高印刷株式会社 に対し辞退届の提出を促さなかったことは、毛呂山町議 会議員政治倫理条例第4条第1号及び第5条の規定に反 しており、不当である。 (審査の経緯等及び結論に至る理由) 別紙のとおり

(別紙)

審査の経緯等及び結論に至る理由

第1 毛呂山町政治倫理審査会（以下「当審査会」という。）は、令和7年11月6日付で議長から同年10月14日付審査請求についての審査の付託があったため、毛呂山町議会議員政治倫理条例（以下「本条例」という。）第9条に基づき、調査、審議した。

審査の経緯等及び審査結果の結論に至る理由は、以下のとおりである。

第2 審査の経緯等

1 審査請求の経緯

(1) 令和7年10月14日、本条例第7条第1項に基づき、審査請求代表者から議長に対し、審査請求書が提出された。

(2) 令和7年10月24日、議長は、本条例第8条第1項に基づき、当審査会を設置し、同条第2項に基づき審査会設置通知を審査請求代表者及び審査対象議員に送付した。

2 審査請求の概要

審査請求者が審査請求書において述べる審査請求の概要については次のとおりである。

永高印刷株式会社（以下「永高印刷」という。）は、毛呂山町議会議員である高橋達夫氏（以下「審査対象議員」という。）の2親等以内の親族が経営者である企業と思われる。

同社は、令和5年度から令和7年度の毛呂山町保健センター又は毛呂山町高齢者支援課発注の請負業務について随意契約又は指名競争入札により契約をした事実があると思われる。また、毛呂山町が負担金を支出する越生班社会科副読本改定委員会発注の請負業務について契約した事実があると思われる。

したがって、審査対象議員について本条例第4条第1号及び第5条に反する行為があるのではないか。

3 審査の経過

(1) 第1回審査会 令和7年11月6日

審査請求書の内容の審査、審査対象議員及び関係機関等への資料提出

依頼。

(2) 第2回審査会 令和7年11月28日

審査対象議員から提出された当審査会からの質問に対する回答文書の審査。

(3) 第3回審査会 令和7年12月9日

審査対象議員からの聴取。

(4) 第4回審査会 令和7年12月23日

議長への報告内容の検討。

(5) 第5回審査会 令和8年1月28日

議長への報告内容の検討及び審査結果報告書作成。

第3 審査結果の結論に至る理由

1 審査会として確認した事実

審査請求書添付資料、審査対象議員からの回答文書、審査対象議員からの聴取により審査会として確認した事実は以下のとおりである。

(1) 永高印刷の代表取締役高橋輝行氏は、審査対象議員の長男である。

また、同社取締役の高橋満子氏は審査対象議員の妻である。

さらに、同社取締役の堀口佳子氏及び同社監査役の安田里佳氏も審査対象議員の子である。

(2) 永高印刷は、毛呂山町に対して、令和5・6年度ないし7・8年度の請負等競争入札参加資格審査申請を提出した。

(3) 永高印刷は、本条例施行以降、町等が発注した以下の契約について随意契約又は指名競争入札等による受注をしている。

ア 令和5年8月21日付毛呂山町保健センター発注の随意契約として、高齢者インフルエンザ予防接種予診票印刷業務の請負契約（契約額146,300円）

イ 令和6年6月25日付毛呂山町保健センター発注の随意契約として、高齢者インフルエンザ予防接種予診票印刷業務の請負契約（契約額154,880円）

ウ 令和6年8月9日付毛呂山町保健センター発注の随意契約として、新型コロナウイルス感染症予防接種予診票印刷業務の請負契約（契約額154,000円）

エ 令和7年5月30日付毛呂山町高齢者支援課発注の指名競争入札による単価契約として、認知症ケアパスガイドブック印刷業務の請負契約（契約額1部74円、請負総額962,000円）

オ 令和7年6月13日付毛呂山町保健センター発注の随意契約として、令和7年度予防接種予診票印刷業務の請負契約（契約額306,900円）

カ 令和7年2月下旬頃、毛呂山町及び越生町が負担行為を行った越生班社会科副読本改定委員会発注の契約として、越生班社会科副読本印刷業務の請負契約（契約額1,640,100円）。なお、同契約について、毛呂山町は令和7年2月17日に1,240,765円の負担金を支出した。

(4) 審査対象議員は、平成26年12月5日の本条例が成立時においても毛呂山町議会議員であった。そして、本条例が施行された平成27年4月26日及び平成31年4月26日、令和5年4月26日のそれぞれの任期開始日から30日以内において、また、それ以降も現在に至るまで、永高印刷から審査対象議員を通じて辞退届が提出された事実はない。

(5) 審査対象議員は、令和5年5月9日から毛呂山町の監査委員である。

(6) 審査対象議員からは、概ね以下のような趣旨の発言があった。

審査対象議員は、平成27年に町長が本条例に関係する業者を指名しないよう通達しているので、永高印刷に対する指名はないと思っていたため、同社が町等から請負をしている事実を知らなかった。

そして、令和5年に本条例の改正があり、本条例第5条第1項ただし書きによって、各会計年度において支払いを受ける請負の総額が300万円を超えない場合は除外された。したがって、本件審査請求があった現在は永高印刷が町等から請負をしていると知っているが、永高印刷には辞退届を提出する義務はない。また、今後も審査対象議員から永高印刷に対して辞退届の提出を促す意思はない。

2 審査会の判断

(1) 本条例第5条違反について

ア まず、本条例第5条第1項及び第3項は、議員関係企業に対して辞退届提出の義務を規定している。

本件で、永高印刷は、審査対象議員の子である高橋輝行氏が代表取締

役であり、妻及び子が取締役又は監査役である企業であるから、「議員の配偶者若しくは2親等以内の親族」すなわち「議員関係者」が経営している企業であり、「議員関係企業」に該当する。

イ 次に、本条例第5条第3項及び第4項の規定により、議員関係企業は関係する議員を通じて議員の任期開始の日から30日以内に議長へ辞退届を提出することになっている。

したがって、本件で永高印刷は、審査対象議員を通じて、各任期開始の日から30日以内に辞退届を提出すべきであった。

しかし、本件では永高印刷は各期日までに辞退届を提出しなかった。

しかも、議員関係企業は、令和5年8月以降も上述の第3の1(3)のAないしカ記載のとおり実際に毛呂山町保健センター、毛呂山町高齢者支援課、越生班社会科副読本改定委員会から請負契約の受注をしている。

ウ そして、本条例第5条第5項は、議員は、町民に疑惑の念を生じさせることのないよう、責任をもって、関係する議員関係企業に辞退届を提出させる努力を尽くさなければならないとしている。

本件において永高印刷が上記期限までに辞退届を提出していないことは、関係する議員である審査対象議員は当然承知していることである。しかるに、審査対象議員は永高印刷に対して辞退届提出を促した事実は認められない。

したがって、審査対象議員には、任期開始の日である令和5年4月26日から30日以内に辞退届を提出させる努力をしなかったという本条例第5条第5項の違反がある。

エ この点、審査対象議員は、同人が永高印刷に辞退届を促さなかった理由として、平成27年に町長が本条例に関係する業者を指名しないよう通達しているので、永高印刷に対する指名はないと思っていた旨を主張する。

確かに、平成27年3月16日及び同年6月23日付町長から各課長への通知は、本条例の趣旨を尊重する旨の内容であったところ、指名業者の選定において辞退届の提出がない議員関係企業と思われる企業についての自粛が生じたことはある。

しかし、かかる自粛をしないように、平成28年8月10日に審査対

象議員も出席した議会全員協議会において、前年の通知を廃止する説明が行われ、同年9月28日付町長から各課長への通知によって前記2つの通知は廃止された。さらに、審査対象議員は、平成29年12月5日の議会定例会において、本条例について一般質問を行い、その答弁として小川賢三管財課長が平成27年の通知を廃止する通知をしたことについても述べている。

したがって、審査対象議員において永高印刷が辞退届を提出していないにもかかわらず指名されないと思っていたという主張は不可解である。オ また、審査対象議員は、本条例第5条第1項は、令和5年12月13日にただし書きについて改正され、同年12月13日から施行されたことをもって、辞退届の提出を促す必要はないと主張する。

この点、令和5年の改正では、本条例第5条第1項について「ただし、各会計年度において支払を受ける請負及び指定管理者の指定に係る対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2で定める額を超えないとき並びに災害等特別な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2は、「地方自治法第九十二条の二に規定する政令で定める額は、三百万円とする。」と規定されている。したがって、本条例第5条第1項ただし書きの記載の「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2で定める額」は三百万円である。そして、本件において、永高印刷の各会計年度の請負契約の総額は、いずれも300万円に満たない。

しかし、審査対象議員は、本条例改正前の令和5年5月26日までに永高印刷に対して辞退届を提出させる努力をしなければならなかったものであり、その後に本条例の改正があったとしても、審査対象議員が本条例第5条第5項に違反した事実が遡って適法になることはない。

カ よって、審査対象議員が、永高印刷に辞退届の提出させる努力を尽くさなかった消極的態度は本条例第5条第5項に違反する。

(2) 本条例第4条第1号違反について

ア 本条例第4条第1号は、議員の政治倫理基準として、その職務に関して「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」を規定している。

イ まず、永高印刷は、昭和42年8月12日に審査対象議員の父を代表取締役として設立し、審査対象議員自身もその後に取り締役として経営に参画し、平成元年9月20日から平成7年8月29日まで代表取締役を務めた会社である。そして、過去及び現在の永高印刷の経営者は全員が審査対象議員の配偶者又は2親等以内の親族である。

しかも、審査対象議員は永高印刷の本店所在地である事務所にほぼ毎日訪れていると発言している。そして、審査対象議員は、高橋輝行氏と10日に1度くらいは顔を合わせていると認めており、審査対象議員の永高印刷との関係性は非常に深い。

ウ そして、審査対象議員は、令和5年4月26日から30日以内に永高印刷に対して辞退届を提出させる努力をしない本条例第5条第5項違反があった後も、一貫して永高印刷に辞退届の提出を促していない。

なお、令和5年の本条例第5条第1項ただし書き改正時の議員に対する説明としては、法第92条の2における地方議員の兼業禁止が改正されたことに伴うものということであった。そして、審査対象議員が出席していた令和5年11月14日の全員協議会において、当該ただし書き追加の趣旨は、議員個人による請負に関する緩和にすぎないことが説明されていたという事情もある。

エ そして、平成26年12月5日、審査対象議員も出席した当時の毛呂山町議会において本条例は成立した。

にもかかわらず、本条例が施行された平成27年4月26日の任期開始日から30日以内において、永高印刷から審査対象議員を通じて辞退届は提出されなかった。

また、平成31年4月26日、令和5年4月26日の任期開始日から30日以内においても、永高印刷から審査対象議員を通じて辞退届は提出されなかった。

そして、審査対象議員が永高印刷に辞退届提出を促していないことは同人自身も認めており、さらに今後も促す意思はないと主張している。

オ さらに、審査対象議員は、令和5年5月9日から毛呂山町の監査委員という立場にありながら、永高印刷が町等の請負契約を受注している事実を自ら明らかにして説明したことはない。

カ そして、審査請求代表者小野浩議員によれば、ここ数年の間に町民3

名からの指摘があった上で本件申立に至ったということであり、審査対象議員の対応は、町民の疑惑を生じている。

キ よって、審査対象議員が永高印刷に対して、令和5年以前の本条例施行時から引き続き一度も辞退届の提出を促していないことは、職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為であり、本条例第4条第1号に違反する。

3 結論

よって、高橋達夫議員が議員関係企業である永高印刷に対して辞退届の提出を促さなかった等の消極的態度は、毛呂山町議会議員政治倫理条例第4条第1号及び第5条の規定に反しており、不当であると考える。

以 上